

沖縄県放射線技師会学術研究発表倫理問題について

1. 職業倫理・研究倫理

沖縄県放射線技師会学術研究発表会で発表される演題は、研究の内容により、厚生労働省等による医学研究（臨床研究、疫学研究など）に関する倫理指針及び所属施設が定めた倫理規定（動物実験等を含む）を遵守すると共に、あらかじめ所属施設等において倫理審査委員会等による審査・承認を得ていることが必要です。

研究の内容が倫理審査等を要するかどうかは各種倫理指針や所属施設の規定によりますが、たとえば、ヒトを対象とした介入研究等では、倫理審査等を受け承認を得ていることが必要です。しかし、これらのことに関しては学術研究発表会を主催する沖縄県放射線技師会は関与せず、あくまでも、実験をした個人と職場間の問題となります。

2. 倫理委員会が設置されていない場合

施設内に倫理委員会が設置されていない場合は、その施設の責任者（病院長、放射線部（科）の責任者）の承認を倫理委員会の承認とみなします。また、地域の医師会や大学等の大規模施設の倫理審査委員会等で審査を受けることが可能な場合もあります。いずれにしても書面として記録を残すことは必要です。

学術大会への演題提出にあたっては、倫理審査等を必要とする研究の場合、貴施設での承認を得て研究が行われたことを申告する必要があります。倫理審査等を必要とする研究で、審査・承認を得ていない場合は、学術大会に演題を提出することができませんので、研究の計画にあたって十分ご留意をお願いいたします。

3. 責任の所在

倫理面で問題が発生した場合の責任は、基本は研究者が負います。沖縄県放射線技師会は、演題申込み時に倫理的に問題がないかの確認を行いますが、もし研究内容に倫理問題が生じた場合でも、その責任は研究者に帰します。研究倫理に関しては、研究がスタートする前にクリアされる（必要ならば倫理委員会の承認を受ける）べきもので、演題申込み時には既に判断されていることです。

研究発表を行う方への注意点

1. 倫理委員会承認の明記

人（患者やボランティア等）を対象とした研究や臨床画像を使用した研究等で、倫理委員会の承認を取得している場合には、「目的」「方法」「対象」等のスライドの最下段に、倫理委員会の承認取得を明記して下さい。発表中に説明する必要はありません。例：「〇〇病院倫理審査委員会承認（倫理××号）」、「△△病院倫理問題責任者承認（倫□□号）」など

2. 観察実験での同意書の取得

観察実験では、観察者へ研究内容を説明し承認を得た旨を示す研究参加承諾書（同意書）の取得が必要です。必ず、文書で説明し、観察者から研究参加承諾書（同意書）を取得して下さい。

3. 利益相反の公開について（必須）

研究発表するうえで、発表する研究者の利害関係を明確に公開する必要があります。この公開は、研究者や研究内容の中立性を担保し、今から発表する研究結果が特定の企業や個人の利益を生まないことを証明するものです。科研費や公的機関の助成金等は含まれず、主に企業からの支援や協力があった場合に明記し、特に共同研究者として企業の方が研究に参加している場合は必須です（個人としての参加でも）。決して、企業からの支援や協力が悪いと言う意味ではなく、支援の事実を公開し、研究者の潔白性を証明するものです。具体的には、2枚目のスライド（タイトルスライドの次）に利益相反公開のスライドを入れます。掲示のみで、このスライドを説明する必要はありません。本スライドのサンプルは、技師会ホームページからダウンロードできますのでご利用下さい。

参考：医学研究に関する倫理指針一覧（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

臨床研究法について（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>